

G20労働雇用大臣会合について

G20臨時労働雇用大臣会合 大臣声明(概要)

- 2020年4月23日、新型コロナウイルス感染症が労働市場に与える影響とその効果的な対応をテーマとして、G20臨時労働雇用大臣会合(ビデオ会議)を開催。
- 「新型コロナウイルス(COVID-19)に関するG20労働雇用大臣声明」を採択。

G20労働雇用大臣は、協力して、労働市場、社会及び経済全体に対する新型コロナウイルスの影響を緩和するための効果的な措置を共有、考案、実行していく。

- (1) 失業、収入減少のリスクからの労働者、特に脆弱な層への最大限の保護
- (2) ジェンダーの不平等を含む、労働市場における不平等の拡大の抑止
- (3) 必要なすべての労働者への強固で柔軟な社会保障の提供
- (4) 医療従事者を含む労働者の感染リスクからの保護
- (5) 中小零細企業を含む事業者の支援による雇用の維持
- (6) 労使対話及び政労使の協力による対処

(ビデオ会議に参加する加藤大臣)



(ビデオ会議の様子)



第11回G20労働雇用大臣会合（概要）

- 2020年9月10日、「豊かで繁栄した仕事の世界への移行」をテーマとして、G20労働雇用大臣会合（議長国サウジアラビア、ビデオ会議）が開催され、加藤厚生労働大臣が副議長として出席。
- 成果文書としてG20労働雇用大臣宣言を採択。ポイントは以下のとおり。

新型コロナウイルス感染症の流行収束後の経済回復期において、労働市場と社会における新型コロナウイルスの影響を緩和するための効果的な措置及び以下について、取組を進めていくことに合意。

- (1) 働き方の変化を反映した社会的保護
- (2) 若年者の雇用の改善
- (3) ジェンダー平等の達成
- (4) 労働市場政策に向けた行動インサイトの適用の探求

(※) 行動インサイト(behavioral insights)：行動科学の知見や洞察。近年、行動インサイトの公共政策への適用について国際的に関心が高まっている。

(ビデオ会議に参加する加藤大臣)



(ビデオ会議の様子)



G20 労働雇用大臣会合 2020 大臣宣言概要

○導入

- ・ COVID-19 の流行収束後の経済回復期においては、雇用に焦点を当て、労働市場と社会における COVID-19 の影響を緩和するための効果的な措置（附属文書 1 の措置を含む）を創り出し、実行すること
- ・ 4 月に採択した「COVID-19 に関する G20 労働雇用大臣声明」に基づき、労働市場及び経済の回復のための努力を行うに当たっては、質の高い雇用の持続可能かつ包摂的な成長を優先するための労力を惜しまないこと

○働き方の変化を反映した社会的保護を採用すること

- ・ COVID-19 の流行により、全ての労働者とその家族を支える強固な社会的保護制度の必要性が高まっていること
- ・ 自営業やプラットフォームエコノミーで働く者を含む全ての労働者が適切な社会的保護にアクセスできるよう、労働者の分類の適正化を促進するための政策オプション（附属文書 2）を支持すること

○仕事への移行に向けて若年者を一層備えさせること

- ・ 若年者の労働市場における見通しを改善するため、「G20 若年者ロードマップ」（附属文書 3）を促進すること
- ・ 国際機関に対し、15-29 歳の男女別の NEET（就労しておらず、教育も、職業訓練も受けていない人）の割合を指標としたアンタルヤ目標（※2015 年のトルコ議長国下において首脳宣言に盛り込まれた「労働市場において永久に取り残されてしまうリスクが最も高い若年者の割合を 2025 年までに 15%減らす」という目標）に向けた進捗状況の報告を求めること

○仕事の世界におけるジェンダー平等を達成すること

- ・ ブリスベン目標（※2014 年のオーストラリア議長国下において首脳宣言に盛り込まれた、「労働市場参加率における男女格差を 2025 年までに 25%縮小させる」という目標）については、COVID-19 の危機が女性の雇用に及ぼす影響を踏まえ、これまでの進展が後退するのを避けるため、引き続き優先的な政策アジェンダとすること
- ・ 良質かつ手頃な価格のケアサービスへのアクセスや男女間のよりバランスのとれた家事とケア責任の分担、仕事の質、教育・訓練へのアクセス、賃金・年金における男女格差の削減を奨励すること

○強固な労働市場政策に向けた行動インサイトの適用を探求すること

労働市場政策に行動インサイト（※行動科学の知見）を活用することについて、見識を交換するネットワーク（附属文書 4）を構築することに対するサウジアラビアのリーダーシップを歓迎すること